

房
総
の
祭

今井福治郎著

桜楓社

〈01-51〉

〈01-51〉

房
総
の
祭

今井福治郎著

■
桜楓社刊

柳 楯 神 事

— 祭と古典との接触 —

柳楯神事は、上総の国市原郡市原町八幡ハハタの飯香岡八幡宮に伝わる、秋季大祭（旧暦八月十五日）の特殊神事である。大祭は一日であるが、その前日に行われる柳楯の調製・柳楯の受渡し等が、大祭にも増して重要な神事である。寧ろ、この日の神事を知ることによって、柳楯神事の意味は勿論、大祭の行われる理由や飯香岡八幡宮の性格を知ることが出来る。

柳楯は、柳で作った楯である。四尺五寸位の柳の小枝の皮を剥いだものを、右方に十二本、左方に十三本計二十五本を縦に並べ、これに長さ約二尺二寸乃至一尺九寸、径約二寸の青竹五本を横に並べ、藁縄で五段に分けて結んだものが柳楯である。これを担ぐために、楯の中央に青竹を通す。

柳が神降臨のユノキ（斎の木）であることは、既に折口先生が証明済みであり、その意を裏証する例も、今更挙げるのも気恥かしくなる程に多いが、柳が斎の木として考えられているのは、垂れさがっている姿態によるところが多い。このことについては曾て、「万葉植物誌」（国学院大学国華会刊「国華会報」）で少しく述べたので、その詳述は省略するが、次の「山梨県史第一巻」所載の一例は、この事情を語る一例である。

明治二年正月八日、市村道祖祭ノ幣習ヲ禁ス

旧俗毎年正月十四日各市村の祭事あり。之を道祖神祭礼或は塞の神祭或は十四日祭礼と唱へ、祭日に先

たつ三四日若者と称し、十五才以上にして未だ妻を娶らざる者相集旗幟山木（高三四丈の長幹上に竹を細割したる者数拾条を纏縛し、又、剪彩を取て其細条に燃着し、四方に垂れしむ。之を称してヤナギと云ふ）及び差義長等を街巷上に建つ云々。

この禁止令によると、竹を細長く垂れたものをもヤナギと呼んでいるが、これは甲州だけに見られる例ではない。信州の「南安曇郡郷土調査叢書第一篇」には、次の記載がある。

御柱を立てるには、ネンバシラ（根柱）又は抱柱と呼ばれる短い柱を先に立て、御柱の上部には門松の松を付け、村によって作法に差異はあるが、四五尺の細い割竹を輪に曲げ、それに五色の紙を巻きつけてヤナギと呼ぶもの、五色の色紙を重ねて切った御幣、又は宮本紙に色紙を交せて三段に刻んだものとか……五、六尺の棒を横木として縄で結びつけたその結び目につけたりして美しく飾りたてる。

この例は又、静岡県富士山麓にも見られる。ここでは竹を細長く割ったものをヤナギと呼び、正月七日にこれを二つづつ作って神様にあげ、同月十四日には、これを桶のタガのように丸めて御幣をつけ、一つは道祖神に、他の一つは火防除けに屋根におくのである。甲州・信州・駿州は、言語・習俗などの類似点が多いので、以上の三例も亦、この三地方だけの共通点のように思われるが、例えば、鳥取県八頭郡河原町の祭にも次の例がある。ここでは前年中の入躰は、裸で脚絆をつけ、ヤナギと呼ぶものを背負うことになっている。ヤナギは、竹三本をならべた上に横竿を一本渡し、その上に長さ一間の鬻が六十一本ついた籠で、他の地方のヒゲコ（鬻籠）・花籠と呼ばれるものである。

以上の例に依ると、竹で作ってもヤナギと呼ぶのは、ヤナギの持つ意の一樣でないことを示すものである。柱の上から竹のヤナギを垂すのは、降神の意をそのまま示すものであり、鬻籠・花籠をヤナギと呼ぶことも亦、鬻籠・花籠が靈魂の憑り代であることを思うと、その呼び方もおのずから理解することが出来る。今では葬式もすっかり簡略になったが、少し前までは地方でも、葬列の先頭に持って行く竹籠を、花籠と呼

んだ所は多く、ヒゲコの意味は「古代研究」の「鬻籠の話」だいがくの研究」などに、既に説かれている。結局、これらの例は、ヤナギが降臨のシルシの斎の木であり、憑り代であることを実証するものである。つまり、シダリ柳とシダリ桜とは、結局、同意であり、垂れるヤナギは、一種の花である。だからヤナギを田に立てたり、門口に挿したり、又は、柳の枝に餅花を挿したり、粥かき棒になるわけである。

アワビの神事的要素については、前に述べたことがあるが（房総万葉地理の研究）、そのアワビを採る御潜神事——伊勢神宮に奉るアワビを、三重県鳥羽市国崎のアマが、六月一日に海に潜って採る神事——に、鱧に柳の枝を挿した船を使うのは、柳の意を最も端的に示している一例である。柳は又、御田植祭に使われる。下総の国香取神宮の御田植神事は、毎年四月五日・六日（もとは、五月五日・六日）の両日に行われる。神事に参与する稚児と早乙女は、田植の料に柳の葉を使うが、これを早苗の代りの意味だけに解く人が多い。近頃の田植が、その時期を早めることに専ら工夫されているので、柳を早稲の代用にする意味もあるが、代用するにしても他の植物でなく、柳を使うことに注目してよい。つまり、柳は田の神の憑り代であるから、信州川中島地方で苗代に柳を挿すことと同意である。肥前の国神崎郡仁比山神社の御田植祭は、毎年旧四月初申の日に行われるが、その田植歌に、

川端のねじろの柳あらはれて峯の尾の山に啼く時鳥

の一節がある。川端の柳は、所謂、川楊で、その成育の良い時は豊作であると伝えている所もある。この歌も亦、予祝祭の面影を見せており、歌自身が古歌の風韻を持ち伝えている。根白の意のネジロの語は、万葉集の、

河上の根白高草あやにあやにさ宿寝てこそ言に出にしか（十四の三四九七）

に見えており、農耕時を教える時鳥は、万葉集にも、
信濃なる須賀の荒野のほととぎす鳴く声きけば時すぎにけり（十四の三三五二）

と見えている。「根白の柳」の「あらはれる」のは、稲作の豊かである顕われであり、霊鳥の時鳥は啼いてそれを予祝し、伝えているのである。万葉集の、

霰降り遠つ淡海の阿渡川楊刈れどもまたも生ふといふ阿渡川楊（七の二一九三）

の川楊も亦、ヤナギの霊性を伝える一首である。

この歌が、人麻呂歌集所出のために「寓意のある歌である。ヤナギは切ってもまた生えるが、人は切れればそれつきりだとしている。歌詞の上からは相聞の歌のようであるが、人麻呂が亡き妻を悼んでいるのかもしれない」とする全註釈もあるが、田植歌に流れて行く母胎となつていても考えることが出来る。つまり、刈っても刈っても生えてくる生命力に、神秘を覚えたのであつて、それと人事関係とは、この場合別であろう。次に楯の意について考えてみよう。

タテについて、古事記神武天皇の段に、

此の時登美能那賀須泥昆古、軍をおこして、待ち向へて戦ひしかば、御船に入れたる楯を取りて下り立ちたまひき。故れその名を楯津とつけつるを、今に日下の蓼津ともいふ。

という、地名起原伝説がある。神武紀にも大体、これと同様なことが記されているが、「却りて草香津に至りて、盾をたてて雄詰したまふ」と、ある点が相違する。記紀の例によると、楯は、戦いの武器として使われているように見えるが、それは楯本来の意ではない。元来、神招ぎの料で、幣束と同意であつた。草香津で楯を立て、雄たけびしたのは、神招ぎをしたのである。

古事記、崇神天皇の段、天皇が神の夢告によつて諸神をお祀りになつたことを、

又、宇陀の墨坂の神に赤色の楯矛を祭り、又、大阪の神に黒色の楯矛を祭り、又、坂の御尾の神、河瀬の神まで、悉に遺忘ることなく幣束奉りたまひき。此に因りて、役気悉に息みて、国家平ぎき。

と、伝えている一節、又は踐祚大嘗祭の時に、大嘗宮の南北の門に神楯四枚をたてるのは（延喜式）、楯本来の意をよく解明している。悪霊の侵入を、御門に楯を立てることによつて防いだのである。坂の神にタテを奉つたことも、そこに神を招いて悪霊の侵入を防いだのであつて、これが楯本来の意である。赤色の楯、黒色の楯、そして又「白楯」（神代紀一書、国譲りの段）などのように着色するのも、その意を表わすものである。坂は、境と同意で、外部から侵入する悪霊を防ぐ所であることは、門と全く同様である（詳細は「房総万葉地理の研究」参照。万葉集に元明天皇の歌として、

丈夫の鞆の音すなり物部の大臣楯立つらしも（二の七六）

の一首が、伝えられている。歌の成立事情は、この歌の作られた時が、和銅元年戊申であるために、大要、次の二説が従来行われている。

(一)、蝦夷征討のための武技を練つているとする説。

(二)、大嘗会の儀式のためであるとする説。

この二説の中で、近年はの(一)説が有力である。元明天皇は慶雲四年に即位せられたので、歌の作られた和銅元年は、その翌年である。その頃蝦夷が叛いたので、和銅二年三月に征夷の軍をお出しになつた。万葉考はこうした歌の背後関係からして、

此御時みちのく越後の蝦夷らが叛きぬれば、うての使を遣さる。その御軍の手ならしを京にてあるに、鼓吹のこゑ、鞆の音などかしましきを聞き召して、御位の初めに事有をなげきおもほす御心より、かくはよみませしなるべし、此大御歌にさる事まで聞えねど、次の御こたへ歌と合せてしるべき也。

と、解釈しており、代匠記は、持統紀四年正月、天皇即位の条の、「物部麻呂朝臣大盾を樹つ」。統紀、文武二年十一月の条の、「大嘗、直広肆榎井朝臣倭麻呂大楯を豎つ。直広肆大伴宿禰手拍楯梓を豎つ」などを引例して、

思ふに神事をつつし思召す故にかくはよませ給ふなるべし。

と、解釈している。これ以後の諸説は、大体、この二説の系統に立っている。前者による説はこの歌の下の句を、練兵をしている意に解くのであるが、それは余りに意識になりすぎ、第一、二句と照応させ過ぎている。代匠記説の解が妥当である。つまり、楯を立てて悪霊を追い払っているのであって、鞆の音も亦、そのための鳴絃である。物部系統の部族は、その任務を遂行する上に、最も適切な家柄であったのだ。

楯を、立テの意とする語原論は、この意からして、一応首肯することが出来る。和名抄の、

楯 兼名苑云楯倉伊坂上戸之一名楯曾

歩楯 积名云狭而長曰歩楯和名天步兵所持也

は、訓みと、後代的意味とを知るが、原義を知ることが出来ない。コトダテ(言立テ)は、タテの一種として、楯の原義を知る上に参考になる。コトダテは万葉集に、

○……大皇の 辺にこそ死なぬ 顧みは 為じと許等太豆……大伴と 佐伯の氏は 人の祖の 立つる辞立
……(十八の四〇九四)

○……世の人の 立つる許等太豆 ちさの花 咲ける盛に……(十八の四一〇六)

○……赤き心を 皇方に 極め尽して 仕へ来る 祖の職と 許等太豆で……(二十の四四六五)

の、四用語例が見える。その意は「辞立」の表意文字がいろいろ尽している。つまり、いい立てた言葉は、他から侵されることがなかった。この語も後になると類語として使用されたが、初めの頃の言立は、言霊の充実を意味していた。コトに異を当てる説もあるが、万葉集中には、コトニ(殊・殊異・別爾)・コトサラニ(故・事更爾)・コトトキ(他時)の用字例はあっても、コトに異を当てる例はない。異は、異麻(今)・異母(妹)の二例の他は、ケの訓仮字に多く使われている。コトダテに異立を感じてくるのは第二義的で、原義自身にはその意はない。又、コトアゲ(言等)とも相違し、コトムケ(許等牟気)の意と表裏の関係にある。

仁徳紀十二年七月・八月の条に、高麗の国からクロガネノタテ(鉄盾)と、クロガネノイクハ(鉄的)とを貢ったことが記されている。群臣百寮を集めて、そのタテとイクハとを射させた。多くの人はイクハを射通すことが出来なかったが、ただ一人、的の臣の祖である盾人の宿禰が、これを射通すことが出来た。これを見た高麗人は驚いて拜朝した。その翌日、盾人の宿禰を讃めて、的の戸田の宿禰の名を賜った。この物語の中心は高麗の鉄的のを、我が国的の臣の祖である、盾人の宿禰が射通した点にあるが、折口先生はこの物語を、仁徳紀二十二年、天皇が八田の皇女を妃として迎えようとして、皇后に乞うた御製の歌、

うまひとのたつる虚等太豆、うさゆづる、たえはつがむに並べてもがも(紀、四六)

に關係があるとして、「ことたては、言立てでは訣らない。特製盾である」(全集、第十六巻、二六六頁)と述べている。

楯が矛と共に神祭り又は、新しく統治するために欠くことの出来ない一要素であったことは、屢々古文献に伝えられている。神代紀大物主の神帰順の条の、

即ち、紀伊の国の忌部の遠祖手置帆負の神を以て、定めて作笠者と為し、彦狭知の神を作盾者と為し云々。

の一節は、よくその事情を示しており、このことは又、古語拾遺、天照大神天の石窟の段に、

手置帆負・彦狭知二神をして天の御量(大々小々斤の雜の器等の名なり)を作らしめて……また御笠また矛・盾を作らしめ云々。

とあり、又、神武天皇東征の段につづいて、

又、天の富の命をして、忌部の諸氏を率て、種種の神宝・鏡・玉・矛・盾・木綿・麻等を作らしめ給ひき。……又、手置帆負の命の孫、矛竿を造る。……毎年に調庸の外に八百竿を貢るには、これ其の事等の証なり。

と、ある。楯は、矛と共に原初的意味は幣束であり、そして又、それを作る者も世襲的に定っていたが、古語拾遺の次の条、

凡て大幣を造るにも、亦、神代の職によりて、齋部の官、供作へまつる諸氏を率ゐて、例に准ひて造り備へまつるべきなり。然れば、神祇官の神部には、中臣・齋部・猿女・鏡作・盾作・神服・倭文・麻績等の氏有る可きなり。

の一節は、その事情をよく伝えている。つまり楯を作る者をタテヌヒと称し、神祇官の神部に属していたことを伝えている。延喜式、四時祭所載、案上奠幣・案下奠幣の中に、「楯一枚」の加わっているのは、神部所屬のタテヌヒが調製したものであるが、この次第を尚、一属具体的に示しているのは、次の臨時祭式所載凡そ祈年・月次・神今食・新嘗等の祭の料の楯板、置座の木等の類は、五畿内の諸国の神戸の百姓に仰せて、採り進らしめよ（山城の国は楯板二百枚、大和の国は四百枚、置座の木一万二千五百隻、摂津の国は楯板三百九十枚、置座の木一万二千隻、河内の国は楯板二百枚、置座の木一万二千隻、又、鞍馬の百姓等は置座の木一千八百廿二隻、和泉の国は楯板百十一枚）の記録である。このことは又、垂仁紀三十九年冬十月の条に、五十瓊敷の命が石上の神宮の神宝を作る時にタテヌヒ（楯部）がそれに関与しているのを見ると、楯を作る部族のあったことを知る。

出雲風土記意宇の郡の条には、

楯縫の郷。郡家の東南三十二里二百八十歩なり。布都怒志の命、天の石楯縫ひ直し給ひき。故れ楯縫と云ふ。

という、地名起原伝説が伝えられているが、この事情を愈々明確にするのは、次の同風土記楯縫の郡についての伝承である。

楯縫と号くる所以は、神魂の命、詔りたまひしく、「五十足天の日晒の宮の縦横の御量、千尋梓織持ち

て、百結に結び、八十結に結び下げて、此の天の御量持ちて、天下造らしし大神の宮造り奉れ」と詔りたまひて、御子、天の御鳥の命を楯部と為て、天降し下し給ひき。その時退り下り来まして、大神の宮の御装の楯造り始め給ひし所是れなり。仍りて、今に至るまで、楯、梓造りて、皇神等に奉る。故れ楯縫と云ふ。

尚、同風土記巻末に記されている「楯縫郡家」は、楯縫部族の居住地から固定した地名である。式内社、常陸の国信太の郡の楯縫神社、丹波の国永上の郡の楯縫神社、但馬の国養父の郡の楯縫神社、同国気多の郡の楯縫神社は、楯縫部の祖神彦狭知の神を祭神としており、常陸の国稻敷郡木原村鎮座の楯縫神社は、布都主の命を祭神としている。靈劔の威を象徴する布都主の命が、楯縫神社の祭神に祀られるのは、理由のあるところである。この事情を更に具体的に示す一例は、群馬県北甘楽郡一宮町葛蒲谷鎮座の貫前神社である。祭神は、経津主の命二女神。従来、貫前神社は、貫前、抜鋒の二名称を持つ一社と考えられて来たが、実は二系統を持つ神社であると一説がある。今は、その詳論を略すが、抜鋒の神は、東国開拓のために東下した物部氏が奉斎した神で、経津主の神は、フツノミタマの神格化した名である。貫前の神は、甘楽郡に置かれた婦化人が、女神と荒船神を崇敬した神であると説くのである。その当否は暫くおくとしても、経津主の命が香取神宮の祭神と同神であり、物部氏が奉斎して東下した靈劔の神名であることは、楯の原初的意義を考へる上に重要な一点である。建甕槌の命と共に十握の劔を地に突き立てて、大國主の命と國譲を議したことは、全く楯を立てることと同意である。

次に、タテヌヒ自身の語意であるが、これは、楯を作る一製法から派生した語である。石上神宮所蔵の鉄盾は、楯は鉄製のものもあつたことを示す一例であるが、次の延喜式、踐祚大嘗祭と兵庫寮の記載は、楯の製法を詳細に伝えている。

踐祚大嘗祭

凡、大嘗宮の南北の門に建つる所の神楯四枚（各長一丈二尺、上の広き三尺九寸、中の広き四尺七寸、下の広き四尺四寸五分、厚き二寸）戟八竿（各長さ一丈八尺）は、左右衛門府、九月上旬官に申し、兵庫寮をして様に依りて造り備へしめよ（楯は、丹波の国の楯縫氏造り、戟は紀伊の国の忌部氏造り、祭畢りて便ち衛門府に収めよ）又、朱雀・応天・会昌等の門に建つる所の大楯六枚、戟十二竿も亦、同寮をして修理せしめよ。

兵庫寮

凡、踐祚大嘗会に、新造の新楯四枚（各長さ一丈二尺四寸、本の闊き四尺四寸五分、中の闊き四尺七寸、末の闊き三尺九寸、長さ二寸、丹波の国の楯縫氏造れ）戟八竿（各長さ一丈八尺、紀伊の国の忌部氏造れ）其の料に黒牛皮八張（各長さ八尺、広き六尺）掃墨一斗三升六合（楯ごとに二升八合、戟ごとに三合）膠一斤十二両（二両を以て掃墨一升に和せよ）酒六升八合（一升を以て掃墨二升に和せよ）商布四段四尺（裏の料、楯ごとに二丈六尺）糯米六升二合（裏を着くる料）漆二合（焼き塗る料）面金四枚（長さ各四尺、広き五寸、厚き一分）の料に、鉄卅九斤十二両、和炭十二石、工十二人、手力十二人、六寸の平釘六十四隻（楯ごとに十六隻）の料に、鉄十六斤、和炭五石、工五人、手力五人、二寸の平釘七百八十隻（楯ごとに百九十五隻）の料に、鉄廿四斤六両、和炭十一石五斗、工十五人、手力十五人、戟の鋒八隻の料に、鉄廿六斤八両、和炭十二石、工廿人、手力十二人。食料一人に日に米二升、塩二勺、海藻一把、醬滓二合。功銭（其の数は時に従え）はみな官に申して請ひ受けよ。

伊勢神宮の御遷宮に際して、皇大神宮、豊受大神宮のいずれにおいても、還御の列の前陣、後陣に各御楯二枚を捧持して供奉し、「令の義解」には、隊伍に楯を使うことが、細かく定められている。

楯は武具でもあったが、神の憑り代であることが、その原初的意義である。だから、成務紀、五年秋九月の条の、

諸国に令して、国郡に造長を立て、県邑に稻置を置き、みな楯矛を賜ひて表となす。

ことも、行われたわけである。楯矛が、国造・県主の標であることは、天皇の靈威の標である。このように柳と楯とについて種々考えてくると柳楯は、楯の形に柳で作った幣帛で、神の憑り代であることを理解することが出来る。これを八幡宮の武神論に引き寄せて解くのは後世的附会説で、八幡信仰の本質論からいっても妥当性を欠く。

柳楯が、二十五本の柳の枝から成り、片方が十二本、片方が十三本であることは、一年を十二ヶ月、閏年には十三ヶ月として行われる諸行事と関係がある。例えば、辛木・年木、又は、ミタマメシを中心にしたこの種の行事は、所によって名称と方法は違っても、全国に見られる習俗である。「山口県の農村で、地神は、平年は十二神、閏年十三神と云って、神に供える柳の枝の箸を神の教程（一膳二年として平年は二十四年、閏年は二十六本）を持って行く」（日本文化風土記、中国、四国篇）のも、この問題を考える上に参考になる。八幡サマが、田畑の悪霊を鎮める立場で登場する神事や民俗芸能の多いこと、又は、非業の死を遂げた者を若宮八幡として祀る例の多いことなどを考えると、八幡信仰の中心には御霊・悪霊を鎮め、豊饒を祈る信仰がある。これは八幡信仰を考える上に、重要な一点であるが、八幡サマのお祭に農具市の立つのも、八幡サマがお鎮めサマとして神事芸能に登場するのも、さてはまた、飯香岡八幡宮が古来、子育八幡として、七才まで大祭に年参りするもの、理由のあることである。北野の天神信仰の最初の神は、梅下童子であるとする伝承、又は、北野系統から分化した雷電社にも、童子神の面影がある。筑前の国嘉穂郡宮野村の宮吉八幡を、ゼゼ八幡と呼ぶ。神功皇后がこの村を御通過の時、皇子がむすかったので、田圃で耕していた者が柳の枝に団子をさして皇子に献じた。それ以来、その地をゼゼ野、社をゼゼ八幡と呼ぶようになった（ゼゼは子供のダダをいう）。祭の日に、柳の枝に通した団子を食べる習俗は、これに始まるという（飛廉起風）が、八幡信仰の根幹を伝える一例である。このように考えてくると、農事に関係の深い柳で作った楯が、神の憑り代として祭事に奉奠される理由も、そして又それが、二十五本の柳で作られ、それが到着して初めて祭が行われる理

由も、おのずから了解することが出来る。だが、柳楯が市原台地で作られ、それが五所の部落を経て、神社に迎えられる理由とは、別箇の問題である。次に、この点について考えてみよう。

柳楯は、飯香岡八幡宮東方、市原台地の部落で作られる。同地の積蔵院所蔵「光善寺薬師如来の縁起」に次の一節が記されている。

神亀元年秋九月十二日、行基菩薩市原の里薬師如来を作り給ひ、供養遊ばされし時、毎朝戴冠の異人此石の上に坐せり。行基是を御覽有て、何国より御成り候ぞと問せ給へば、我は是八幡大神なり。菩薩の御説法聴問のため、且又、如来の本誓に力をそへんが故に、毎朝此石に来るとの給へり。行基聞し召し喜意の思ひにてむぎの飯に柳のはしを奉る。それより所の氏子共、八幡宮の祭祀には柳のたてと名付け八幡宮に奉捧、彼の石を影向石と号し誠にあらたかな瑞石と、万民是を貴み給ふなりと、因に土地の者は、古来、麦飯石又は鎮座石と呼んでゐる。

又、飯香岡八幡宮所蔵「上総国市原郡市東荘八幡宮御縁起」(寛文八年戊申二月吉の奥書)には、次の一節がある。

聖武帝天平年中僧正行基衆生化度のため天下を巡行の時、此地を経歴し、偶某の寺に説法し給ふ。道俗化を慕ひ、咸く来て礼拝聴問す。時に戴冠の異人あり。来りて石上に坐し給ふ。僧正謹みて君は何地より渡らせ給ふと問奉りけるに、異人答へて曰く、我は此のわたりなる広幡八幡麻呂也。師の説法の殊勝なるに感じ、正に如来の本誓に力を添へんが為と成ん。於此僧正驚かせ給ひ、急に柳楯を削りて楯の如く成し給ひ、神の御後を立覆ひ給へば、異人莞爾と笑はせ給ひ、須臾にかき消えて失せ給へり。土人恭敬し、乃亦奉欲請于此接待麦の飯を供す(今、市原村に麦飯面の畑あるは此の故也) 僧正の柳楯を作り獻ぜしは、大神の武を掌らせ給ふを以て也。爾来、祭祀に柳楯を備るを例とす(今、藤井村公山楊柳寺神主

院司之寺号口其義也) 大神の影向石今現に在市原村薬師堂前。意に行基は本和泉国薬師寺僧也。故に後人安置於薬師堂者平云々。

この二種の伝説に共通している点は、次の四点である。

- (一) 行基が説法した。
- (二) 戴冠の異人(八幡神)の聴問と助力。
- (三) 影向石。
- (四) 麦飯を奉る。

この共通点以外で注目すべき点は、楯の形に作った柳の枝で異形神(八幡神)を覆うたという、八幡宮御縁起の伝承である。これはつまり、楯が神の憑り代であることを物語っている。

行基に纏わる伝説は、弘法伝説と共に全国的に多く、珍らしいものではない。例えば、徳島県名西郡神山町(下分上山村)柳水には、地名と同じ名の涌泉がある。ここを通った弘法大師が、柳の木の杖で岩を穿つた時に湧き出した水であると伝えており(阿川奇事雑話)、長野県北安曇郡大町市(社村木舟)浄福寺の水を、薬師如来御利益の霊水といっているのは(同郡郷土誌稿七)、光善寺薬師如来に縁が持たれて興味がある。静岡県引佐郡引佐市(井伊谷村井伊谷)の柳井戸は、柳の木がないのに井戸の中を見ると、水底に柳の影が見えるといひ、年一回の祭が行われるのも(同郡誌)、水鏡と柳との神秘を伝える一例である。「酒につくらふ、こひすみ早稲の米をば、酒をしばらう、柳がもとの清水で」(田植草紙、晩歌)の一節も、これを母胎として発生した民謡である。

次に、麦飯を奉ったことは、麦の靈力を物語る伝承で、この例も亦、全国に多い。茨城県南部から千葉県にかけて、黄鶺鴒、青黒鶺鴒のことを、麦時鳥と呼ぶ。秋の麦蒔きの頃に渡来するからとも、鳥が来ると麦蒔きを始めるからともいわれているが、結局、同じ意である。この種の各地の例によると、後者のいい伝え

が多いが、これは鳥が靈力を運ぶ古代信仰に、その母胎があるからである。岡山県では、葦原雀のことをムギワラスズメと呼ぶ。麦の熟れる前に来て啼くからであると伝えてはいるが、つまり、麦の豊饒を、靈鳥がハヤシているのである。宮崎県東臼杵郡椎葉村で、筒鳥のことをムギツキドリと呼ぶ。啼き声が麦を曰で搗く音に似ているからであるが、この鳥が夕方啼くと、晴れるともいわれているのは、如何に麦が、庶民の生活に深く根をおろしているかを実証している。

稲の花の豊かに開くことを祈る信仰は、現在でも各地に残っており、麦の花についてもこのことがいえる。中国地方から鹿児島県南部にかけて、馬酔木の花の色や形が、麦飯に似ているので、ムギバナ又は、ムギメシバナと呼ぶのも、庶民生活と麦との関係を知るが、この関係がもう一步進むと、花の咲かない季節には、麦の花を仕立てて豊作を祈ることになる。千葉県長生郡長南町で二月三十日の夷講に、松の葉に麦こがしをつけてムギの花を作り、これを歳神に供えるのはその一例である。豊作を祈るこの種の習俗は多く、例えば、島根県大原郡で二十日正月の宵（十九日の夜）に行われる麦正月は、その例である。これは、麦のセツとも呼ばれ、麦畠に簀を敷いてその上に寝ころがり、

やれ腹ふとや、しえごわれや

と、唱える。シエゴは、背中^{シエゴ}の意であるから、満腹して背中が割れたと祝っているのであって、粒の大きい麦の農作を祈ったのである。千葉市千葉神社のダラダラ祭で神輿渡御の時、太鼓の皮を打ち破るのが例になっているのも、畢竟、同じ呪術である。広島県比婆郡庄原市のムギホメの行事、福岡県宗像郡地の島のムギホメ節供も同様である。彦岐では梟を、ムギウマセ鳥と呼ぶ。この鳥が啼き出す頃に、麦が熟してくるからであるが、梟にかぎってこの名を与えているのは、この鳥の形と啼き声とが關聯しているからであろう。

麦がこのように、農村生活の中に深く落ちこんでいるのは、麦が食料であることにもよるが、それと同時に麦の呪力性による。わが国古来の食生活の中心が、米に依存しているために、米を中心とした信仰、神事

は多いが、麦も亦、それに次いで多い。徳島県麻植郡の麦刈初めが、稲の穂掛と同様に戌の日に行われることと、その行事の次第をみると、麦の初穂祭の名残を留めていることがわかる。岡山県川上郡高梁市では、ムギザケ（麦酒）が夏祭に使われる。麦飯を炊き、麴を入れて醸した酒であるが、夏祭にムギザケの使われることに興味がかれる。熱海市来の宮神社の夏祭は、七月十六日に行われる。神幸の先頭の者が、大声を出しながら麦こがしを投げ散らして行くので、ムギゴガシ祭とも呼ばれており、その粉がつくと夏病みをしなると伝えられている。千葉県夷隅郡大原町・御宿町では、新暦七月十五日のことを、麦炒り十五日と呼んでいる。この習俗も大分、忘れかけているが、この日に麦を炒って神に供え、翌日これを下げて食べると、災難除けになると伝えられている。神送りの人形を麦藁で作って、麦藁人形と呼ぶことや、盆の精霊船を麦藁で作って麦藁船と呼ぶことは、各地に見られる習俗である。薩摩の山川町の成川では盆の十三日に、子供が杉蘇鉄の葉、麦藁などで二十センチ位の家を作り、それを精霊の家と呼んでいる。

このように各地に残存する、麦に関する諸習俗をなげめると、市原の台地で戴冠の異人（八幡神）に麦飯を供する意を、おのずから理解することが出来る。つまり、異形神に奉った麦飯をいただくことによつて、悪霊を避けようとしたのである。異形神の坐した石を麦飯石と呼ぶのは、麦信仰の面からの名称であり、影向石、鎮座石と呼ぶのは、神の憑り石の面からの名称で、この種の伝説は多い。わけても八幡信仰には伝説発生の素地としてこの伝説が多く、宇佐八幡宮縁起もこれを母胎としている。宇佐八幡宮三座の主神である八幡神が、豊前国宇佐郡馬城の峯の石に顕現し、それを後に山下に社を建てて奉斎したのであると伝えられている。

市原台地、薬師寺の影向石について、土地には諸伝説が伝えられている。昔、市原の人が都へ船で行く途中、海上を流れる御霊代を拾いあげると、八幡サマであつたので、郷里の浜へ着くように祈つて海中に投じた。帰郷後、北川（八幡と五所との間を流れる川）の川尻に着いていた御霊代を石上に奉遷した。その石が、鎮座石である。御霊代は台地に社殿を造つて奉祀したが、或る夜の夢に、今の社殿は狭隘であるから方八丁

(二説に、八万坪)の清地を選んで、奉遷するようにとのお告げがあつたので、御遷座したのが、現在の飯香岡八幡宮である。又、都へ行ったのは、市原台地と五所部落の人で、その目的はお伊勢参りであつた。道の途中で手に入れた御神体を、柳の枝に載せて流した。ところが五所の部落では、部落の北方に毎夜光るものがあるといつて騒いでいた。お伊勢参りから帰つて来た人達はそれを聞いて、御神体を石(影向石)に載せ、更に台地に社を造つて祀り、後に靈夢によつて現在地に遷座したと伝えている。後者の伝承は、伴信友の神名帳考証十九、式外旧社の部、八幡宮の次の記載と関係が深い。

国人云当国八幡の旧社兩社あり。一は望陀郡木更津の近処なり。是れ殊に古社なりと云。社は海に臨めり。社門石柱対文す(文字なし)。毎年競馬とて村民馬に騎て社前の路上を奔走す(一とせ、馬上の村民しらずして検見の役人に行あひ、大きに叱せられし事ありと云へば、この競馬の神事は九月比の事なるべし)一は市原郡八幡にあり。住古、隣村五所村の人都に至りて、ある神祠にて神像を奪ひ立退けるが、追手の者にせまられて、せんかたなきままに五所の浦に着玉へと祈念して、像を海中に投入けり。さて、其人国に帰らぬさきに、五所の海中に毎夜光る物あり。帰国の後、其よしを聞て網をおろすに、はたして像を得たり。即、其地に祭る(此地を、今は元八幡と称す)、其後(白鳳二年と云ふ)今の地に移す。今に至るまで五所の人いたらざれば、神輿を出すことあたはず。此地国分寺に近きゆゑに、しばしば官使往來の便に随ひて大社となると云り。今、御朱印地なり。

これと前者との伝承の相違は、後者には市原台地との関係が、伝えられていない点である。つまり、共に漂着した話を伝えている点は一致しているが、それが、前者は影向石を中心とし、後者は、五所の浦に漂着したことを中心にして伝えられている。五所の浦に漂着したことは、海水の後退線からして、市原台地よりは合理性があり、現在、若宮のある地点を、八幡宮の旧社地(元八幡)と伝え、その附近を青野ヶ原と曾て呼んでいたことは、柳樞奉奠の巡路(飯香岡八幡宮縁起)と、海水後退の模様とを物語るものである。

以上と違った話として、

(一) 市原台地下に流れついたのは、金の幣束又は、お面である。
 (二) 台地下まで海水が入りこんでいたので、京都で流した御幣がゴヘイドンの家の下に流れついた。
 (三) 金の御幣を、柳の枝の上に載せて流した。

が、伝えられている。一伝承が時の経過につれて、様々の要素が附着したり、脱落するのは寧ろ当り前で、却つてそうした経過を辿ることが、信仰、習俗、伝説などの時代性と展開とが窺えて興味がある。従つて、伝承の根幹を探るためには、後代的な附帯的推移を、一枚ずつ剝いで行くことが必要になる。市原台地の影向石についても、この処理が要求される。つまり、部分的には伝説の相違があるにしても、それを形成している根幹は、漂着信仰である。

(一) 海中に、毎夜光るものがある。
 (二) 柳の枝の上に金の御幣(一説には、御神体又は、お面)を載せて流した。

の、二伝承は、全く漂着神を物語るものである。曾て、房総の漂着信仰について、国学院雑誌(第五十九巻第十・十一合併号)に述べたが、次の、紀伊の国羽賀郡田中村下井坂の八幡塚古墳の由来は興味がある。詳細は、金谷克己氏の「紀伊の古墳、二」にゆづり、その由来について、紀伊統風土記に次の記述がある。正徳年間穴の中に光る物あり。人恐れて近づかず。一老嫗六十余なり。みづから死せば我分なりといひて、穴中に入りて、太刀一口を探り得たり。即、是を産土神羊の宮に納む。……他物皆腐りて太刀のみ全しといふ。

この由来譚には、幾つかの要素が含まれているが、その分析は暫くおくとしても、八幡塚古墳である点に愈々興味がある。畢竟、これらの諸伝承は、飛び神信仰にも結合し、問題は果しなく展開するが、それが柳に縁起を持つと、日向の国諸県郡真幸村水流の菅原神社の縁起となる。元禄十六年三月火災に遇つて社殿が炎

上する時、炎天の中に長け人が出現して、空中から、「神体は川上の柳原に飛び去る」と、いう声が出た。その後、そこから御神体を得た（日向の伝説）と、伝えられている。

さて次に、海水が市原台地下まで入り込んでいたと伝えるのは、根拠のない伝えである。その地点まではいっていたのは、縄文後期頃であって、君塚附近の房総西線と千葉街道との間には低地古墳が発見され、埴輪が出土している。奈良期にはその附近まで、海水は後退していたものと考えられる。地質もその附近から東方は古く、西方は新しい（詳細は、「房総万葉地理の研究」所収「海上瀉」参照）。従って、北川の川尻に漂着したという伝承は、この点からいって合理性があるが、伝説をこの面から合理化することは危険である。しかし、金の御幣が、ゴヘイドンの家の下に漂着したという伝承は、非常に興味がある。ゴヘイドンの家が、柳楯を作る家の一軒に当たっているからである。

柳楯の調製と奉奠については、次の記録がある（飯香岡八幡宮々司、市川教生氏「柳楯神事考」）。

- (一) 天正十九年、徳川家康が飯香岡八幡宮を祈願所とし、百五十石寄進した時の祭礼格式の一節、
柳楯之儀先刻之通市原村^爾造立、村役人警固五所村当番^江著。右役人市原村役人一同警固^爾当社^江献上。
社家請取御神興^惠奉備。御神興行之時者、市原村役人警固^須云々。
- (二) 八幡宮由緒本記（元禄十四年の奥書）至徳元年足利義満公神興奉献の祭礼式次第、
但、柳楯役儀者、氏子市原村^江申附伐採楯^爾造立。同村村役人警固^爾氏子当役^江渡利、当役并市原村役人警固^爾当神前^江差上留。社家受取御神興^江是乎奉献。右警固役乃者神酒為致戴之。
- (三) 当社年中神祭行事（文政二年八月の奥書）の八月十四日の条、
社家刑部、五所村年番^江出役之上、柳楯の行事終て同村柳楯掛り、中村源四郎、浅野清治郎、内出弥惣八警固宰領として神前迄来る。右柳楯御神酒^荷一之宮^江奉備次に神納之行事刑部勤役。此柳楯之儀者

抑氏子市原村^爾組建いたし、夫より行道之行事古例有之候。後者爰に略す。

又、同頁の附箋にある記録、

抑、柳楯者氏子市東庄市原村定役五兵衛、左次兵衛兩人勤役、游海山麓字柳沢ニ而苜取右を組建、藤井村社官警固致、五所村当番^江十三日^爾渡。右行道之古例有之。爰ニ略す。

右の諸記録に依ると、現在の神事は簡略化されているが、本筋は大体、この記録のように行われている。

文政二年の附箋に、柳楯調整奉仕の家は、五兵衛・左次兵衛となっている。五兵衛は現在、五兵衛と呼び、御幣殿の転訛といわれているが、五兵衛が御幣の意であることは、この家の下に御幣が漂着したという伝承からも理解することが出来る。ドンは、地方に多い親称の接尾語である。左治兵衛は現在、成人の男子がないので、山越藤右衛門一家が加わって、五兵衛と両家で奉仕することになっているが、部落の区長が、目下代行している。調製者がこれらの人になっている理由は、ただ伝承に頼る以外にない現状であるが、都に行った人の子孫であろうといわれている。

柳を採取する場所は、附箋に游海山麓字柳沢とあるが、その箇所は、今は未詳である。柳沢は、柳の生えている沢の意であるから、その名称からして光善寺薬師堂に隣接している、ヨウガヤ（要ヶ谷）であろうといわれている。八幡宿から市原台地にかかる左側の附近である。その附近に、堀畑・内堀・水門・パンジキ（番重機）などの城塞に縁のある地名のあるのは、要ヶ谷と関係があらうし、そのあたりに城があったともいわれている。ヨウガヤは、谷をなしている要害の意であらう。柳沢附近は、八幡・五所・市原の灌漑用の水源地になっているので、その地点を押えた者は勢力を持つことになり、曾ては水争いが屢々あったといわれ、飯香岡八幡宮にその記録が残っていることである。山木の入口の白船山は、頼朝の船の着いた所とも伝えられているが、この所伝は後世のものであるにしても、それ以前の台地下の古代的様相を物語る一例である。

柳楯神事は、次の順序で行われる。

第一日目。柳楯調製。柳楯が台地の八幡神社、阿須波神社に寄って、五所の部落に送られる。

第二日目。五所の部落から飯香岡八幡宮に奉奠。神輿と共に渡御。

第一日目 調製された柳楯は、区長宅の神前に祀られ（昭和三十一年九月十五日・十六日に見学）、その前でブルマヒがあつて、台地の八幡神社に向う。一行七人。二人は袴に帯刀。三人は市原の八幡神社の氏子総代で、紋服に袴を着用。柳楯を担ぐ者は、年番の二人で白衣。現在は、飯香岡八幡宮から神官が参加しない。台地の八幡神社を参拝するのは、同地が、飯香岡八幡宮の旧鎮座地であるという伝承による。影向石（鎮座石又は、麦飯石）と、神像（金の御幣又は、面）の漂着譚は、これを裏側から支えている。いずれにしても本台地は、古代の様相を多分に持っている所で、貝塚、古代住居跡、古墳が散在し、国府、国分寺、国分尼寺、郡家の所在地である。影向石のある光善寺葉師堂の地点からも、上総国分寺と同じ瓦片と、平安初期の瓦片が出土した。このような諸種の事情から考えると、柳楯の寄る八幡神社は、国府八幡ではなかつたろうか。海岸線は大体、今の房総西線附近まで後退していたとしても、飯香岡八幡宮の鎮座する八幡宮の西方は、住居地として適当でなかつたかも知れない。しかし、同八幡宮の大銀杏は、八百年位の樹齡であるといわれるので、少くともその頃の同地は、陸地であつたと考えることが出来る。従つて、八幡宮もその頃、つまり、現在地に鎮座していたことであろう。銀杏樹と神社仏閣との関係からも、これを推定することが出来る。外房の勝浦市の聚落形成の例は、この推定を容易にする。市原台地の八幡神社附近でも、八幡宿でも、兎を飼つてもその肉を食べない習俗も、聞き過すことが出来ない。又、市原の人は飯香岡八幡宮の氏子（市原の八幡神社の氏子でもあるから、二重氏子の意味にもなる）であるが、同じ台地の部落である藤井、山木の人は氏子でない点も、市原と八幡との縁由の深いことを物語っている。

八幡神社を参拝した柳楯奉奠の一行は、少しく道を後に戻して、阿須波神社を参拝する。同社の名は、万

葉集、上総の国出身の防人、帳の丁若麻績部の諸人の作、

庭中の阿須波の神に木柴さし吾は斎はむ帰り来までに（二十の四三五〇）

に、見える。しかし、この歌の阿須波の神が、今の阿須波神社を直ちに指すとはいひ難い。若し、直結するものとすると、第一、二句からして阿須波神社は、作者の庭中に祀られていたことになる。今となつてはそれを背定することも、否定することも容易でないが、阿須波神社が国府と同じ台地にあることと、柳楯が同社に寄ることとは、同社と柳楯との関係と、両者に対する部落の信仰状態がわかる。市川宮司の手紙に、

○維新迄の阿須波神社は八幡宮の氏子内であり、末社といふことになつてゐたが、神社明細帳作製当時、隣村である為に一応この関係を切り離して現在に至つてゐる。しかし、信仰上（宗教行政でなく）は、維新前と変りはない。

○明治維新までは相当規模の社殿があつたが、火災の後は一坪半程度の社殿となつた為、祭も八幡宮と同一日に行ひ、さしたる行事はない。

○柳楯を五所区へ申送る際、市原氏子が阿須波神社へ参拝する慣例は、御維新まで行はれ、その後、一時廢絶してゐたが復活した。

と、ある。阿須波神社の御神体は、一面であると伝える人もあるが、前述の漂流譚と混流している伝えである。又、市川宮司の来信によると、阿須波神社に、「昔は葭を捧げたとも云ひ伝へられてゐるが、現在はない。旅路の神として草鞋をあげて安全を祈り、帰つて来ると、無事帰還を奉告して家にはいる。今は、小枝などを指すことは行はれていない」とのことである。柳楯奉奠の一行が同社に参拝するのは、部落の人の持つ古代感情を露呈しているといえる。万葉集の阿須波の神が、現在地の阿須波神社であるか、否かの問題は暫くおくとしても、万葉びとの持つていた古代感情が、台地の一隅に伝わっていることに、深い感動を覚えるのである。

阿須波神社に参拝した一行は、同社の裏から台地下におりて、五所の部落に向う。台地下は条里制の跡といわれ、一行の通る畦道をナカミチ(中道)という。或る時の祭に雨が降って、中道が通りになくなったので、県道に出て途中から中道に出ようとしたが、一行の一人が転んで血を出したことがあった。それからは必ず中道を通ることになっていると、一行の中の一人から聞いた。やがて、房線西線の線路際まで来ると、五所から迎えに来た三人に遇う。三人は、紋服に袴を着用し、白い鼻緒の草履をはいている。市原台地の区長は、「恒例によりまして、柳楯が柳着いたしました。どうぞよろしく」という意味の挨拶をする。受け渡しはもと、部落境で行われたそうであるが、古俗ではそれが正しい。受ける側の三人は、浅野保・中村幸生・中村重吉の三氏で、この家以外の人にはこの資格がない。三軒の家は、お伊勢参りに行った人の子孫であるとも伝えられているが、明確に知りがない。柳楯は、三人の中の年番(二年交替)の家に移されて、神棚の前に安置され、その前で直会が始まる。奉奠して来た市原台地の人が、上座に坐る。

第二日目 年番の家で一夜を過ぎた柳楯が、飯香岡八幡宮に奉奠される日である。午前八時頃、年番の家の前に、これに参与する人が集まる。やがて、ダブルマイが開かれ、柳楯は、警固宰領・カルサン・町役(部落の有力者で、祭典係)に護られて出発する。前述の「当社年中神祭行事」によると、この日に社家刊部(当番社家)が、五所まで迎えに来たが、今はこのことがない。宰領は、一番権威ある役で、昔は刀を帯びたが、今は竹の杖を持つ。カルサンも亦、警固の者の意で、五所の部落では、独身の男が(満二十才又は、二十五才、又は、年齢には関係がないともいう)一世一代の身祝いとして順番に当る。順番は、くじ引で定め、衣裳費は部落から一人約六百円与えられるだけで、後の金額は個人負担である。元来、カルサンの語は葡萄牙でズボンの一種の名である。嬉遊笑覧に、「元禄の頃までも股引はなく、皆、かるさんを用ひたり」とあるのは、この服装の時代を知ることである。

柳楯が、市原台地から五所に送られてくるのは、御霊代が五所の北川の川尻に、漂着したという伝承によ

るものと思われるが、この部落には今でも、飯香岡八幡宮の元八幡はここであると伝えている。線路際の若宮附近を、これに当てているらしい。若宮については、

(一) 若宮の傍に塚がある。今は小さいが、ここを掘ると死んだり、病人が出るというので掘らない。
 (二) 五所には、若宮が氏神であり、部落の人は、その氏子であるとする考え方があつた。
 (三) しかし、祭のこの日、若宮の祭は行われぬ。若宮は扉が開かれて、榊が立ててある。その奥の簾の中

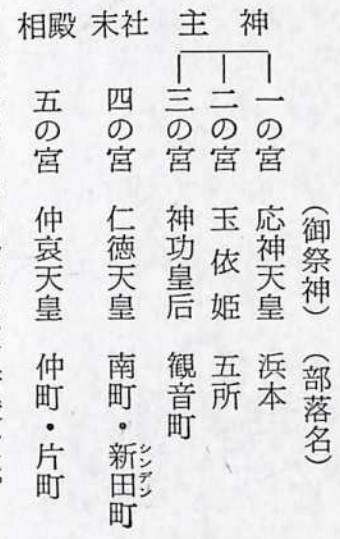
には、小さい石祠があつて、幣束が立っているだけである。
 (四) 若宮は、今は南向きであるが、もとは海に面していたらしい。の、諸点を聞いた。しかし、今となっては五所が、元八幡の旧地であるか、否かの結論を得ることは困難である。若し、元八幡であつたとすると、市原台地の元八幡説との関係が問題になる。台地も五所も元八幡とするならば、飯香岡八幡宮が現在地に鎮座するまでに、台地↓五所↓八幡宿(現在地)と、三遷したことになる。柳楯奉奠の順路と、三遷地との関係から、神社の移動をこのように推定することが出来る。飯香岡八幡宮五基の神輿の中の一基に、五所の神輿が二の宮として祀られ、祭日には五所にも神輿は渡御されるが、その祭神を玉依姫としているのは、五所の古代的性格を暗示している。

これと似た漂着信仰による祭が、下総の国匝瑳郡豊畑村泉川鎮座、内裏神社で行われる。当社祭神、姫

神(一説に、弘文天皇の皇妃)が、乱を避けて海路を東国へ下る途中、従者十八人と野手の海岸に漂着し、姫君を葬ったのが内裏塚である。後に漂着者の一人である英勝の八世の孫美敷の時、その少女に神懸りして、清浄の地を選んで墳塋を造営せよという。そこで、姫神の愛蔵した宝珠矢鏃を神霊として祀ったのが、内裏大明神(後の内裏神社)である。祭の日、内裏塚に神幸するのはその為である。社殿を出発した神輿は、大塚原区の古墳の上に渡御して祭を挙行し、更に発して共興村、長谷区のクマン橋に来ると、古例によって出迎えた野田村内裏塚の人々に神輿を渡す。神輿は内裏塚の仮殿に奉安して祭が行われ、やがて海辺に出て船遊

びをし、同区の熱日十郎兵衛宅に幸す。此の家は、姫神の漂着した時、初めて着いた家であるという（房総に於ける特殊神事）。

さて、諸役に案内された柳楯が千葉街道を八幡に向うと、五所と八幡との部落境を流れる北川の所で、八幡宿から迎えに来た人と会う。カルサン二人（浜本部落の青年が、毎年交互に当る）、紋付に袴を着用した五人で、この五人は、浜本から二人、観音町から一人、南町から一人、仲町からの一人が、各々の部落の総代として当る。迎えに来た者は「お目出度うございます。云々」と、挨拶を交す。やがて、迎えのカルサンを先に立てて出発する。柳楯が八幡宮に近づくと、神社附近、境内の屋台の囃子が始まり、社前に到着すると、殿内の太鼓が打たれる。柳楯は神職によって、本殿の一の宮の神輿の前に置かれ、祭がここで初めて行われる。本殿内の神輿の位置は次の通りである。



○備考四の宮は、もと若宮といった。五の宮は、明治になって新造した。

祭儀が済むと、五基の神輿の先頭、つまり、一の宮の神輿の前に柳楯は位置して町内を渡御するが、五所の部落には渡御しても、市原台地にはこれがない（祭儀の時の玉串奉奠も、五所の部落の人が市原の部落の人より先に行う）。夕刻頃、神輿は社前の海にお浜おりをする（昭和三十五年十月五日の祭には、街道の水道管敷

設工事のために、神輿の渡御は行われなかったが、社前の海の前方が、八軒ちかくも干拓されていたのには驚いた。お浜おりは今後、どうなることであろう。祭の終了後、柳楯は本殿に安置され、一月十四日夜のドンド焼き（社前で行われる）の時に焼く。

以上で柳楯神事は終了することになるが、二日間の神事を通じて最も重要であることは、柳楯が八幡宮に到着しないと、祭を始められないことである。この一点はわけても、市原台地・五所と、八幡宮との関係の密接であることを証明している。

祭の開始に当って、神社と縁起の深いものが到着しないと、祭を始めることの出来ない例は諸国に多い。例えば、新潟県糸魚川市宇山寺の日吉神社の祭は、旧根知の全部落が奉仕する祭であるが、その部落の中の和泉部落から奉納する二本の幟が到着しないと、祭を始めることが出来ない。奉納する家は、部落の旧家である北村家であるが、この家から奉納する理由が既に明確を欠いている。和泉を出た幟は、途中で休むことなく、神社に到着して鳥居の傍に立てられ、幟とは別に神輿が渡御する（三隅治雄氏談）のは、柳楯神事を考える上に好箇の例である。又、千葉県香取郡下総町名古屋（旧小御門村）の須賀神社のはだか祭（祇園祭ともいう）も参考になる。神輿の先頭に、必ず大長刀を捧げている者が立つ。この大長刀は、印旛郡久住村大室円通寺の所蔵で、前日神職、役員などが寺を訪ねて借用する。大長刀は、千葉家の一族、助崎城主の奥方が所持していたものと伝えており、大長刀がないと、神輿が動かないという。寺では住職が服装を改め、宝蔵から出して神職に渡す。神職はこれを捧持して正門から出る。正門は大長刀の出入以外は、不開門といって平日は開閉しない（房総に於ける特殊神事）。これら二例の幟も大長刀も、共に神の憑り代であることはいまでもない。だから、神霊の来着があつて、始めて祭が行われるのであつて、柳楯神事もこれと全く同意である。神の憑り代が、幟となり、大長刀となり、柳楯と変形しただけである。羽後本荘町に、柳迎えの習俗が

ある。正月十五日に糯の粉を捏って梨形に作り、これを柳の枝につけて、梨々という。つまり、一年中凶事が無しという呪術である。又、この日の夕方、福寿餅（柳の若木を焚いて焙った餅）を食べると、若返るといわれているのも、餅と柳との呪力を物語るものである。柳迎えは結局、柳の霊力を身につける意で、正月の門松を山から迎えることを、松迎え・松ばやしと呼ぶのと、全く同意である。柳楯を迎える意も亦、これと同様である。だから、これを迎えることによって、初めて祭が始まるわけである。市原台地で柳楯が作られ、それが五所に送られ、更にそれが飯香岡八幡宮に送られて来るのは、神送りである。つまり、神のミユキである。簡略化されたとはいいながら、二日間の神事が鄭重に行われるのは、ここにその理由がある。

飯香岡八幡宮の背後に、^{カケ}六所御影神社が鎮祭されている。八幡宮の地主神で、御祭神を社記には、御影社 六所太神御祭神

伊弉諾尊 伊弉册尊 大日靈貴尊 瓊々杵尊 饒速日命 大宮女命

と、ある。今は八幡宮の摂社で、例祭日でも祭の主体は、寧ろ八幡宮の本殿に移されている。土地では御影社のことを「奥の院」とも「お宮の御本家」とも呼んでいるが、却って、この呼称に古意が残存している。一般に地主神は、その名の示す通り地主神であるのにもかかわらず、後には次第に客人格的性格に転じてくる傾向がある。部落を開拓する時に、先ず祀ったのは地神である。地神を言向けてこそ、開拓が成功したのである。地主神に荒神の祀られている例は、よくこの事情を示している。地神の霊威を怖れて、言向をし、手向けをしたのである。地主神に八幡サマ、わけても若宮八幡サマを祀ったのは、若宮八幡サマの御霊を怖れ、その御霊の御蔭を蒙って悪霊を除け、五穀の豊饒を願ったからである。今でも屋敷神として全国的に多いのは、稲荷について八幡であり、若宮八幡である。だから、これを逆にいうと、屋敷神の研究から部落の本家、分家の関係を明らかにすることが出来る。飯香岡八幡宮の場合でも地主神は、海岸線の後退した八幡

宿周辺を開拓した者の地神であつたらう。飯香岡八幡宮が現在地に鎮祭されるまでに、三遷したと思われることは、柳楯奉奠の次第から考えられるが、台地から漸次前面に移動したのは、海岸線後退と聚落形成とその母胎がある。つまり、聚落形成の跡を露呈しているのである。

さて最後に、飯香岡八幡宮は国府八幡であるが、総社であるか、否かについては、尚一層の研究が必要であらう。なぜならば、市原台地の西南端、市原村惣社に鎮祭する戸隠神社との関係があるからである。惣社の部落ではここが、国府の惣社であると伝えていたが、神社縁起でも飯香八幡宮と類似する点がある。戸隠明神は老翁の姿をもって、五井の浦に大鳴動を伴って金色に輝いて顕れたが、飯香岡八幡宮に鼻高八幡としても、惣社の点については研究を要するが、惣社（総社）が、その地名のもとに残っている例を全国的に見ると、市原村惣社の戸隠神社も、一応考えなければならなくなる。従って、この点に立つと、柳楯神事は国府八幡の性格を持つ神事といえる。

さて又、最後に一言、柳楯神事を中心とする八幡宮の祭を、旧の八月十五日に毎年行っているのは、古俗を留めている。つまり、望の月を迎える日に祭の行われるのは、そのまま八幡信仰を考える上に、大切な要素を持つている。部落の人も亦、提燈棒の上、又は下に、秋の七草や柳の枝を結びつけて、八幡サマ、お月サマを迎えようとしている。提燈棒が、神降臨の標木であり、提燈の燈が、その目じるしであることはいうまでもない。提燈に描かれた二羽の鳥の絵にも、神祭と鳥との古代信仰が窺えるが、わけてもここでは、市原台地の府中にある日吉神社との関係が考えられた。同社の祭は、四月の中の酉の日に行われ、昔はその日に、千鳥が売られたという。部落の人はその祭の日が、種蒔の時期でもあつたそうである。

昭和三十年八月十三日、飯香岡八幡宮を訪ね、市川宮司から見せていただいた神社縁起の中に、阿須波神社の一項目を見つけた時の感動は、忘れることが出来ない。それから数回にわたって同社並びに市原台地、五所の部落を訪ねた。昭和三十五年十月五日に行われた神事も拝見して、納得の行かない点を理解したことであった。本論はその一部分で、祭を通して同地方の古代の様相を明らかにし、且つ又、古典の解釈を、祭の中に発見しようと試みたものである。

終りに当って、市川宮司・森操氏を始めとして、御厄介になった市原、五所、八幡宿の方々に厚く御礼を申し上げます。

50th
ANNIVERSARY

かわらないもの、かわってゆくこと。

平成25年度
淑徳大学アーカイブズ
特別展

大巖寺と生実郷

DAIGANJI

OYUMIGO



龍潭山総絵図-部分(大巖寺所蔵)

〈平成25年度 淑徳大学アーカイブズ特別展 図録〉

大巖寺と生実郷

2013